

平成29年9月12日

介護保険事業所代表者 様

長崎市福祉部長 尾上 泰啓

(公印省略)

介護サービス提供中の安全運転管理の徹底について (依頼)

日頃から、本市の介護保険事業に御協力をいただきありがとうございます。

さて、本日午前9時頃通所リハビリテーションの送迎車が崖から転落し、死亡者1人を含む6人がけがをする重大事故が発生しております。

車両を使用した送迎・外出等の業務は、介護サービスの一環として日々行われている日常的な業務であるとともに、要介護（要支援）者の安心・安全を確保しながら、送迎車を自ら運転して要介護（要支援）者を無事目的地まで運ぶという重要な業務であり、より一層の安全運転管理が求められます。

つきましては、交通事故が利用者及び事故の相手方の生命にも関わる重大な問題であることを強く認識していただき、以下の点に留意の上、安全運転管理者を中心に、送迎や外出の際の安全運転管理の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、車両を使用する介護職員の方に対しましては、自己の体調管理を含めて安全運転意識の高揚を図っていただきますようお願い申し上げます。

【車両を使用した送迎等の業務における主な留意事項】

- 1 道路交通法等関係法令を遵守し、安全運転に努めるよう職員の交通安全教育を充実させること
- 2 運転前に、運転者の健康状況・体調を把握したうえで従事させること
- 3 車両について、使用前点検の実施など安全管理を徹底すること
- 4 シートベルトの着用を徹底させること
- 5 車椅子利用の要介護（要支援）者を同乗させる場合には、要介護（要支援）者の身体に安全な方法でシートベルトを装着できるよう、職員に対して適切な装着方法についての周知と確実な実施について徹底すること
- 6 送迎時における利用者の乗降場所は安全な場所を選定すること

(担 当)

長崎市福祉部介護保険課

給付係 佐藤・長谷川

〒850-8685 長崎市桜町 2-22

TEL : 829-1163

FAX : 829-1250